特 定 建 設 作 業 実 施 工 程 表

作業期間　：　平成50年6月1日　～　平成60年3月10日

規制対象			特 定 建 設 作 業	H50．6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H21．1月	2月	3月
				10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
騒音	騒音規制法	愛知県条例	1，杭打ち機、杭抜き機を使用する作業										
			2，びょう打ち機を使用する作業										
			3，削岩機を使用する作業（50m以内）	←	→	→							
			4，空気圧縮機を使用する作業（15kw（20PS）以上）										
			5，コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業										
			6，バックホウを使用する作業（定格出力80kw（100PS）以上）										
			7，トラクターショベルを使用する作業（定格出力70kw（95PS）以上）										
			8，ブルドーザーを使用する作業（定格出力40kw（55PS）以上）										
	愛知県条例		6，鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート又はブロックの建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体又は、破壊する作業										
			7，コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業										
			8，コンクリートカッターを使用する作業										
			9，ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレーパーその他に類する機械を用いる整地又は掘削作業（100PS以上）					←	→	→	→	→	→
			10，ロードローラー・振動ローラー又は転圧機を使用する作業										
振動	振動規制法	愛知県条例	1，杭打ち機、杭抜き機又は杭打ち杭抜き機を使用する作業										
			2，鉄球を使用して建築物を破壊する作業										
			3，舗装版破砕機を使用する作業（50m以内）			←	→	→	→				
			4，ブレーカーを使用する作業（50m以内）										

付）1kw＝1000W、1PS＝735．49875W